

# 戊辰戦争の軍事史

—— 秋田戦争を中心に ——

## はじめに

慶応三年（一八六七）十二月末、王政復古の政変後も新政府に参加して権力を維持しようとする徳川慶喜と、新政府への参加を許さず、これを排除しようとする薩摩藩・長州藩らの討幕派との対立は深まった。慶応四年一月三日、上京する旧幕府軍を薩長兵が鳥羽・伏見で迎え撃ち、約一年五か月にわたる内戦Ⅱ戊辰戦争が勃発する。

ここでは、軍事的な立場からみた戊辰戦争の全体的な位置づけ（一）、次に秋田戦争を中心に戦場の諸問題を取り上げ（二）、当時の史料に基づきながら整理してみたい。

## 〈戦局の諸段階〉

## 保 谷 徹

i 鳥羽伏見戦争（1／3～6）から上野戦争（5／15）まで

新政府軍の勝利、慶喜追討令（1／7）、新政府は西国を掌握し東征軍を派遣、慶喜は恭順し、江戸開城（4／11）、横浜接收（4／20）

ii 越後・東北戦争

奥羽鎮撫総督が派遣され、会庄同盟（4／10）、大鳥軍による宇都宮城攻略（4／19）、白石会議（閏4／11）を経て列藩同盟が成立（5／3）、白河口の戦い始まる、仙米会庄による新潟管理、北越戦争おこる、平潟上陸作戦（6／16）、新潟上陸作戦（7／25）を経て新潟陥落、籠城戦の末に会津落城（9／22）、東北戦争の終結

iii 箱館戦争

榎本軍による箱館占領（10/26）、箱館総攻撃（5/11）を経て戦争終結

## 一 戊辰戦争の軍事史的位置

### 1 武器と軍制の一新

戊辰戦争を軍事面で特徴づける第一の点は、この戦争の過程で旧来の軍制が一掃され、当時の欧米にならった近代軍制が各藩で体制的に採用されるに至ったことにある。歩兵が主体となる当時の軍隊編成にあつて、改革断行を決定づけたのは主力兵器たる小銃（鉄砲）の変化であつた。

銃腔の内部にライフルを刻み、弾丸にスピンをかけることによつて威力と射程が伸びることはよく知られていた。しかし、前込めの小銃で弾丸（鉛玉）をライフルに密着させるためには、棚杖で突く手間が必要だつた。フランス陸軍のミニエによる拡張式弾丸の発明は、口径よりやや小さな椎の実弾の裾が着火時に広がつてライフルに圧着する工夫だつた。このヨーロッパにおける装填が容易な施条銃砲の登場は、一九世紀半ばの軍事技術に一大変革をもたらし、施条（ライフル）銃を列強軍隊に普及させることになつた。

新型のライフル銃は、数百メートルの射程をもち、戦闘の仕方にも大きな変化をもたらした。大隊単位で運用し、五〇

〜一〇〇メートルの距離で密集部隊からの一斉射撃をおこなうそれまでの方式から、兵士の間隔を数メートル程度は空けて、二〇〇〜三〇〇メートル以上の遠距離からでも敵兵を狙撃する散兵方式が盛んになつた。

一九世紀末のデータでは、六フィート×二〇フィート（小隊前面に相当か）の的に対して、一〇〇ヤードでは雷管マスケット（ゲベール銃）が七四・五%、ミニエライフルが九四・五%の命中率であつた。これが二〇〇ヤードになると、四二・五%と八〇%、三〇〇ヤードでは一六%と五五%、四〇〇ヤードになると、四・五%と五二・五%という大差になつたといふ<sup>3</sup>。ライフルの有無によつて、小銃の性能には大きな差が生まれていた。

ライフルの有無を基準に考えると、安政期までの西洋式砲術（高島流）は、旧段階のゲベール銃（球弾を用いる雷管式前装滑腔銃）であり、これは近世を通じて長く用いられた火縄銃と同じ段階のものであつた。これに対して、戊辰戦争の両軍の主力兵器は、ミニエ銃、エンフィールド銃など、椎の実型の弾丸を用いる雷管式前装施条銃（ライフル）に変化していたのである。

この新式銃による散兵戦術を、第二次長州戦争で長州兵が用いていた。慶応二年（一八六六）六月、石州口での戦い方の情報を熊本藩士が本藩へ報告している<sup>3</sup>。

〔史料1—①〕

奇兵隊も格別勇敢之者も不相見候へ共、散兵銃戦は上手、加之ミニール銃を取り、山林・小土手之間又は麻苧畑之中今身体見へすに打出候ニは実二困入申候（中略）、鎗入もいたし見候得共、バット鳥散遁走、追打不意ニ出候事有之（中略）、夫迄之間合容易ニ詰り不申困申候

長州奇兵隊は、ミニエ銃を持って散兵となり、物陰に身体を隠して敵兵を狙い撃った。鎗を入れてもバットと散ってしまい、間合いを詰めることが難しいというのである。

七月の小倉口の戦いでも次のように記された。

〔史料1—②〕

茂ミ之ケ所々或は薄茨之内杯江も人数を配り、鯨波を發、勇氣を勵し、西洋散兵相図之笛・太鼓を交、（中略）銃隊指揮いたし候者杯ハ別而あちこちと縦横いたし、山手頭ハの所杯ニ而は伏而采配を振、或は樹裏山蔭ニ而炮玉を除ケ、手強炮発いたし

長州兵は茂み等に隠れ、笛・太鼓で西洋散兵の合図を為し、とくに指揮官は縦横に動き回り、目立つ場所では伏して采配を振るったという。戦い方が大きく変化したのである。

では、そもそも近世の軍制と戦い方はどのようなものだったのだろうか。

近世の軍制では、士大将（大名家の家老クラス）が率いる

軍団（備々そなえ）は、①弓・長柄（長鎗）・鉄砲の足軽部隊（大名直属の下級家臣の部隊）、②騎馬部隊（馬上の主人と従者たちから成る大名家臣のひとつの戦闘ユニット）、③小荷駄隊（領地の百姓を動員した輸送部隊）などの要素から成っていた。

ごく簡単に定式化してしまえば、戦闘時には戦闘距離（レンジ）に応じ、直属部隊たる①が鉄砲、弓を撃ちかけ、距離を詰めると長柄部隊が登場する。いわゆる足軽合戦である。近世の戦闘思想によれば、最終的に②の騎馬武者の戦闘ユニットが出て、手鎗などによる白兵戦で決着をつける。③は補給部隊である。

幕末期の施条銃（ライフル）の採用は、小銃の射程が伸びたことにより、近世の軍制で併用されてきた弓・鎗などの武器との共生がいよいよ成りたたなくなり、近世的な軍隊編成を根本から変革する必要に迫られることになる。

## 2 幕末軍制改革の概要

ペリー来航以来、幕府は段階的に洋式の軍備と軍制の導入をはかることになった。その要点だけ確認しておきたい。

〔安政改革〕安政の軍制改革は、高島流（西洋流）砲術の導入に象徴される。足軽部隊へゲベル銃（雷管式前装滑腔銃）が採用され、銃器自体の国産化が進んだ。ゲベル銃は射程

も短く、旧来の火繩銃と同じ球弾を用いた滑腔銃段階の武器であったため、手鎗などによる白兵戦を重視する武士たちの戦闘意識を変えることは出来なかつた。安政改革はマスケット（滑腔銃）段階の改革だったのである。

一八六〇年代に入り、普及型の施条銃が日本に伝わると、実態は一変する。米国製スプリングフィールド歩兵銃（前装ライフル）一〇〇丁と最新のライフルカノン一門などが米国から幕府へ寄贈され、一八六一年、鉄砲方江川英敏による模造生産が開始されるのである。

〔文久改革〕幕府の文久改革では、こうしたライフル銃の配備を前提として、既存の組織の外に三兵隊（歩兵・騎兵・砲兵）を創設、旗本兵賦の制度（知行地の百姓を銃卒として徴発し、組合銃隊として差し出させる）を設けて直属部隊における銃卒素材とした。さらに、長州戦争が開始されると、一八六五年、幕府の直轄地（代官支配地）から石高に応じて百姓を兵賦として徴発し（一〇〇〇石一人）、これを歩兵（銃卒）として取り立てた。彼らは、勤務中は一時的に身分変更され、脇差帯刀の武家奉公人として扱われた。

一八六二年以降、幕府は諸大名へ銃砲の輸入を奨励し、数十万挺の施条銃砲が国内へ流入する。

〔慶応改革〕慶応年間には、幕府の旗本軍役は金納化され、歩兵は一括して江戸市中の人宿から武家奉公人同様に直接に

抱え入れるものとされた。これまでの近世軍団における主従のユニット<sup>①</sup>戦闘ユニットは解体され、士官と兵卒（歩兵）から成る銃隊に再編成される結果となった。

このように、幕府直属軍はきわめてラディカルな軍制改革の歩みをたどり、幕府はこれをモデルに諸大名にも改革を及ぼそうとするが、全国的な軍制改革にはいくつもの困難が待ち受けていた。欧米列強に抗して全国的統一軍制をどう確立するか、最大の問題は大名軍役の改定であった。諸藩の到達点が区々ななかで、幕府陸軍方は、大名軍役を施条銃段階に照応した歩・騎・砲兵へ切り替える改定案を用意したが、これを大名権力へ強要し、改革を断行するだけの力がすでに幕府にはなかつた。統一軍制の確立<sup>②</sup>全国的な軍事改革を成し遂げるのはどの勢力か。戊辰戦争で問われたものはまさにこの問題であつた。

### 3 新旧両勢力の軍事動員

鳥羽・伏見戦争ののち、前將軍徳川慶喜追討の命令が出された。諸大名を動員して東征軍が組織された。二月六日、薩長の軍事改革派がヘゲモニーを握る新政府軍では、諸大名に対して銃砲隊の差出を厳命した。<sup>③</sup>

〔史料2〕

征東出張藩々へ

一、銃隊・砲隊の外、用捨の事

一、隊長・司令・輜重掛等、実地要務の外、冗官用捨の事

但、其主人の儀は在京苦しからず候事

一、無用の衣類・雜具類持參用捨の事、

右の通仰せ出され候條、總督所は勿論、太政官代軍務掛へ、別紙雛形の通り、早々付け出し候様御沙汰候事

二月

海陸軍務局

第一条は、銃隊・砲隊以外は不要であると命じており、その後の諸藩からの問い合わせに対し、弓・鎗の持參は禁じた旨が明言された。第二条では、必要な人員以外を連れてこないこと、旧軍制における手回りの従者などの非戦闘員は冗員とされた。大名主人には出兵せず、在京することが求められた。第三条もまた、必要のない衣類や雜具を持參するなということである。

新政府の軍事動員は、西洋式の銃砲隊以外認めないというものであった。この厳命は、これまで旧態依然たる軍役体制を維持してきた諸藩に対して断固とした改革を迫り、結果として大名自身の軍事編成権に深く介入する内容となった。旧軍制に安住した諸藩内の門閥勢力は凋落し、旧秩序が一旦に崩壊することにつながっていく。

実際に戦争が始まってしまえば、射程の短い火繩銃やゲ

ベル銃では全く役に立たなかった。動員を掛けられた諸藩は、外国の武器商人と取引できる開港地で射程の長いライフル銃砲を必死になって求めるようになる。

鳥羽伏見戦争の直後、旧幕府はいわゆる武備恭順策を採った。新政府側が洋式銃砲隊の差出を厳命した一方で、一月十六日、旧幕側の軍事動員で諸侯へ問われたのは、「鎗・劔隊の有無」や「和流・西洋流の部隊とも、何流にて差出すのか」を問うなど、ある意味で中途半端な内容であった。近世的な軍役動員と何ら変わらず、非戦闘員の従者も含んでしまう「総人数」(「すべて人数何人と申す事」)も項目にあり、これは旧来の動員システムの枠内での問い合わせであった。この動員令も慶喜が絶対恭順にかたまると撤回された。生き残りをかけた戊辰戦争の最中であっても、幕府陸軍がかつて構想した大名軍役の改定が実現することはなかった。

東北諸藩の状況を見ると、慶応年間に最新の銃隊に切り替える軍制改革をおこなった庄内藩や米沢藩に対し、仙台藩や秋田藩は総督府(新政府)の命によって銃隊化するなど、各藩によつて状況は区々であった。諸藩ともに、横浜、新潟、箱館など開港地での新式銃砲の輸入に取り組み、また、新しい武器を活かすための軍隊編制がどこまで実現できたかどうかが戦場での勝敗を分けていくことになる。

## 二 東北戦争における戦場の実態―秋田戦争を中心に―

### 1 戊辰戦争の経過と秋田藩

秋田藩の動向を中心に、戊辰戦争の経過を概観しておこう。二月八日、新政府は諸藩触頭二十四藩を指名し、政令伝達を命じた。東北では、仙台と秋田がその任にあたり、秋田藩は出羽一國十数藩の触頭となった。天皇政権による新たな君臣関係の再編がおこなわれていたのである。

四月五日、奥羽鎮撫総督府から庄内征討令が出た。秋田藩は猶予願を出す<sup>9</sup>が、閏四月四日、澤副総督から庄内進撃を命じられ、一旦は出兵する。この間、閏四月十二日には白石会議が開催され、五月三日、奥羽列藩同盟の盟約が成って秋田藩も参加する。よく言われているように、白河口での攻防戦が開始され、この盟約は会津藩・庄内藩への寛大な処置を望む嘆願同盟から、新政府に対抗する攻守同盟へと変化していくことになる<sup>10</sup>。

秋田藩にとつての転機は、七月一日、奥羽鎮撫総督軍が秋田に結集したことであった。砲術館グループの決起を受け、翌四日には仙台藩の使者が殺害され、秋田藩は同盟を離脱、六日には庄内進撃が開始された。同日、雄勝・院内口から、翌日由利口からの進撃がはじまった。南下した新政府軍には、秋田藩兵に加え諸藩の応援部隊(薩長肥ほか)も加わったが、

庄内藩兵を中核とする同盟軍の反撃に合つて敗北を重ね、九月十二日頃には、樺台・長浜まで後退し、久保田落城寸前まで追い詰められる。

では、開戦から戦争遂行段階における秋田藩の軍制は、いかなるものであつたのだろうか<sup>11</sup>。関係史料を見ながら、その特徴を追いかけてみたい。

秋田藩では、幕臣砲術家下曾根信敦のもとで西洋砲術を学び、慶応元年(一八六五)、砲術館が開設されている。翌慶応二年には西洋流砲術を奨励し、足軽隊の銃隊化が命じられている。ところがこの段階では、いわゆる家中軍役の改革にはいたらなかつたようだ。戊辰戦争では近世的な軍団が出兵している。このため、総督府からは銃隊化や冗兵淘汰を命じられている。

このうち西洋砲術を勧奨する条目は慶応二年(一八六六)のものと考えられる<sup>12</sup>。

#### [史料3]

当家はあくまで古風に相なずみ、今にはかばかしくこれ無く、この姿にて因循致し候えば、空しく歳月を費やし候のみにて、何時成就と申す見当もこれ無く、実に嘆息の至りに候、……

一、侍鉄砲残らず西洋隊に申し付け、調練致すべく候  
一、御足輕長柄組、弓組御廃止にて、残らず鉄砲組に申

し付け、是までの鉄砲組に申し付け、是までの鉄砲組とも西洋隊にて訓練致すべき事

ここでは弓足軽・長柄足軽は廃止され、残らず西洋鉄砲組とするよう言われているが、この西洋隊とは、おそらくゲベール銃段階のものであったように思われる。家臣が引き連れる「侍鉄砲」も残らず西洋隊とし、訓練を行うべきだとしているが、武士の主従ユニットを解体し、新たに銃隊を編成するというところにまで踏み込んだものではないようだ。この史料では、秋田では「古風」に「因循」し、「嘆息の至り」としており、戊辰期の史料を見るとこうした改革が実際にどこまで実行されたものなのかはつきりとはしない。

実際に、慶応四年（一八六八）閏四月十六日、秋田藩の家臣団隊（渋江内膳隊）が庄内征討へ出兵する様子を市中でこう記録している。<sup>(5)</sup>

〔史料4〕

渋江内膳殿、大将として凡そ千人ばかり庄内征伐に罷り登り、銘々陣羽織を着、あるいは槍持参、侍五人へ一人の供召し連れ、着替え・布団一つ宛持参、道中、仙北・西馬音内より矢嶋越え致し……

この渋江隊のいでたちは、手鎗を持参し、供連れもあり、着替えや布団迄持参するという、近世の軍団そのもののように見える。

七月、秋田藩では砲術館グループの決起を契機に新政府側につくことになるが、その際にも総督府側からたびたび銃隊化や冗兵淘汰を命じられている。史料5では、庄内出兵に際して澤副総督の意向を受け、これまでのように鎗隊では不安であるので、残らず銃隊に編制するよう取り調べが命じられている。<sup>(6)</sup>

〔史料5〕

澤殿より御学館へ詰合役人御催促のところ、ほかに詰合役人これ無きにつき、長瀬兵部差し出され候ところ、庄内征討の先鋒五藩より願ひ出候につき、願の通りと仰せ付けられ候おもむき御達これ有り候、ついでには四方御境口御固め成し置かれ候につき、是迄の通り鎗隊にては御不安堵に思し召され候につき、残り無く銃隊に成し置かれ候あいだ、早々人数取調べ差し出さるべく候、以上ところが、出兵した秋田藩兵は未だ近世的な従者を多く引き連れていた。家臣の手回りの世話をする非戦闘員の従者たちである。七月二十八日、総督府は以下のように冗兵淘汰を命じている。<sup>(5)</sup>

〔史料6〕

此度諸口へ出軍の面々、戦士ほか無益の従卒等夥しく召し連れ候哉に相聞こえ、……早々出張先へ無用の者は引き取り候よう申し達すべし、もつとも旧弊に拘泥いたし、

軍将等の尊大を構え、無益の附属召しつれ候儀、屹度相成らず候、此分早急申し渡すべき事

「無益の従卒」、「無用の者」、「無益の附属」などは、旧弊に拘泥し、ただ尊大を構えるものとして排除されようとしていたのである。

このように、開戦時の秋田藩は、新政府からの指示によって、西洋式軍制を公式に採用しようとしていた。その以前から藩内で習得された西洋流砲術が、出兵を機にようやく全藩的な体制として採用されたということになる。ただしそれがどこまで徹底されたのか、あるいは西洋流と言ってもはたして最新の施条銃段階に対応したものであったかどうかは、さらに兵器調達の状況や戦場での戦術の実態を見ていかなければならない。

## 2 秋田藩の軍隊と戦争

庄内追討のため、南下した秋田藩兵は、庄内藩兵を中核とする同盟軍と戦火を交えることになる。その詳細をここで検証することは出来ないが、いくつか特徴的な史料を拾ってみたい。

史料7は、八月五日、矢島の北方、上条村付近の戦闘の様子である。敵兵は杉林から散兵で繰り出し、応援の津軽兵と銃撃戦になっている。有志隊が山上から「矢を入れ」、秋田

兵はこの日、鎗隊による夜襲を仕掛けていた<sup>16</sup>。夜間の奇襲はさかんに行われ、小銃の性能差をカバーしようとしたものとも思われる。実は同日の庄内側の記録が史料13―③である。読み比べると、双方ともに村に火を放って有利な立場を確保しようとしていたようだ。

〔史料7〕

一、上條村手前の坂を下り候ところ、賊兵向いの山杉林より繰出し散布の様子につき、津軽勢備を立て候うち、賊放炮につき、直に戦争に相及び候、……有志遊撃隊山上に扣え居り候につき、遊撃矢を入れ申し候、夜に入り、ますます烈戦に相成り候うち、賊の屯し致し居る村へ忍び入り、火を懸け、夫にて紛れ、鎗を入るべくにつき、須田七郎右衛門鎗隊繰出し奮声を發す、進撃致し、突き伏せ候賊も少なからず、味方手負・討死余程これ在り、実に大合戦に相成り候

史料8は、八月末頃、応援の大村藩や小倉藩兵とともにやはり夜襲が仕掛けられている。暗闇のなかで発砲した際の銃口の火が見えるというが、秋田兵は軍令を嚴重にして、火繩の火を隠し、煙草を禁じたというのだから、火繩銃が前線で使用されていたのだろう。

〔史料8〕

（八月二十四日）西方六郷海道近き辺に当り、大小炮の



音繁く聞こゆ、暗夜の為め筒口の火見え候、是は大村・小倉の勢横澤村々夜襲の争戦なり、時に味方軍令厳重、火繩の火をかくし烟草を禁す……

秋田藩の軍制改革は、秋田戦争遂行のなかで進むこととなるが、実際にはなかなか徹底せず、捗らなかつたものと考えられる。会津に続いて庄内が余力を残して降伏し（九月二十三日）、自領に引き揚げたあとも、秋田藩には改革が命じられている。九月二十六日、藩兵改革の指示が横手参謀局の名で命じられている。

〔史料9〕

- 一、諸隊長のうち両三人昼夜兼行、御買入のミニエーへル銃拝借の事
- 一、指揮旗秋田一藩一様の作の事
- 一、総括老人これ有りたき事
- 一、大旗・馬印・弓・持鎗の類廃止の事
- 一、従僕多分召連れ塵床机等携え候儀廃止の事
- 一、荷物の儀は弾薬・雨具のほか一切相成らず候事

横手参謀局

これを見ると、秋田藩はこの時期になってミニエ銃を購入し、急ぎ藩兵へ貸与して配備しようとしていることが知れる。また、旗印や弓・鎗（手槍）は廃止、手回りの世話をする従者も廃止、弾薬・雨具以外は荷物にしないようにと命じてい

る点も興味深い。

一方、秋田藩を追い詰めた庄内藩兵は、慶応年間のうちに施条銃配備の銃隊を整備した精鋭であった。<sup>19</sup>とはいえ、久保田には新政府軍の応援兵力もあつたはずであり、なぜ十分な対抗ができなかつたのだろうか。この点では、武備と軍制の近代化とはもうひとつ別の角度からも考えてみたい。

戦争の遂行は戦場の現場の問題ではない。兵員の移動、これにとまなう宿泊や食事の手配（兵站）、兵糧の手配や運送、武器・弾薬など軍事物資の移送（輜重）は大きな問題であつた。この物資輸送のための人足が「軍夫」あるいは「陣夫」である。軍隊には戦闘員とほぼ同数、あるいはそれ以上の軍夫（陣夫）が必要とされ、これは村々から徴発された。<sup>20</sup> 次の史料をみていただきたい。

〔史料10〕

（長州兵から人足不足の抗議があつたが）兼ねて備え置き申さず候ては軍さ相成らず候ゆえ、是非手配致すべき段嚴重の談判に候えども、岩瀬向諸村は多分賊地と相成り、詰夫来たらず、奥北浦計りのうち生保内口を始め神宮寺迄処々の詰夫にて人不足、小荷駄にても手配相兼ね候場合、長藩よりは嚴重の談判にあずかり、如何とも致し方なき折柄……

久保田城の手前まで追い詰められた八月三十日、応援に加

わっていた長州兵が、人足不足に対する不満を述べたことに  
対し、記主である茅野は、支配村々が敵地となったため、「詰  
夫」つまり軍夫が不足していることを吐露している。秋田領  
の南部はすでに庄内藩の占領下となり、北方からは盛岡藩兵  
が侵入していた。<sup>(2)</sup> 秋田藩は村々から軍夫を調達することすら  
困難な事態に陥っていたのである。つまり史料10にみる長州  
兵の指摘は、領内に侵入された秋田側が村々から軍夫を徴発  
できなくなり、輻重部隊を欠いて追い詰められていったこと  
を示している。

この記事に続けて、長州兵は、十分な軍夫調達なしに戦は  
出来ない」と主張し、小荷駄方からこの程度の給養（食事）は  
必要だと述べたという。

〔史料11〕

小荷駄方仕出し

一、兵糧は結び飯にて箱入れ、味噌、香の物、肴はにし  
んノ塩煮・塩鱒等なり〔但し肴は日に二度なり〕、夜食  
は酒肴人につき式合位宛

右の通、陣屋陣屋へ人数の多少により日に三度宛送る、  
外に草鞋・焚炭・蠟燭様の品々一切小荷駄の仕出しなり  
……

戦場での兵糧が具体的に知れる格好の史料だが、一日に肴  
が二度、夜食に酒二合というのも、長州兵側のいささか過大

な要求なのかもしれない。ただし、繰り返して「戦場に出テ  
兵器ノ外千金ニ換エ難キ品ニツ有り」とし、一つは兵糧で  
あり、「結飯を袋に入れ腰に付くべし、白餅最もよし」とし、  
もう一つは草鞋であつて、「式足も腰へ付くべし」とあるあ  
たりは戦場を知り尽くしたごく現実的な提言である。「小荷  
駄は篤実の君子勤むべし、軽薄の小人勤る時は軍必誤るべし」  
という指摘も、戦場における補給部隊の重要性を示している。  
秋田戦争における秋田藩兵、新政府軍の敗走は、一方で村々  
からの軍夫動員体制の滞りという側面からさらに具体的な検  
証が必要なのではないだろうか。

### 3 秋田戦争にみる「戦場」(戦争の社会史)

戊辰戦争は近代的な兵器が本格的に使用された「近代戦争」  
であつたとともに、近世的な戦争がたたかわれた最後の機会  
でもあつた。戦場には、戦国時代さながらのさまざまな戦争  
慣行があらわれた。戦場となった地域の民衆は、たとえば軍  
夫に徴発されるだけでなく、かかる戦場の有り様とも無関係  
ではいられなかつた。いわば戦争の社会史とも言うべき戦場  
の実態にふれておきたい。

〔銃撃戦の実態〕前線で敵兵と遭遇すると、地形を選んで高  
所や物陰から銃撃戦になる。記録から見ると、三〇〇メートル  
弱から五〇〇メートルくらいで銃撃戦が開始されることが

多かつた。遠距離からの銃撃戦では弾薬消費量も大きかつた。加賀の小川仙之助隊は銃兵二二八名から構成されたが、北越戦線の五、六月の戦闘で計四万六〇〇〇発の弾薬を消費している。<sup>(23)</sup> 激しい戦闘のあつた日には、一人およそ五〇〜六〇発撃つた勘定である。しかしいづれも五町(約五五〇メートル)ほどの距離から発砲していることが多く、命中率はいたつて低い。

〔首取・生捕・分捕〕戦闘方法はいまや完全に銃砲戦に移行したが、それでもなお、敵兵の首を取りに行った。戦闘が一段落すると、「首取」がはじまる。集められた敵兵の首はその場で晒されて、勝利を鼓舞するものとなつた。

負傷して生きのまま捕らえられれば「生捕」である。生け捕られた兵士は大方斬殺された。英国公使館付の医師であつたウィリスは、新政府に依頼されて新政府の病院で負傷兵の治療にあつたが、「現在までのところ敵方の負傷した捕虜を一人も見えていない」と記し、その理由は「敵方の負傷兵を無差別に殺害」しているからだとした。<sup>(24)</sup>

これに関係する史料が、たとえば秋田藩士の記録にも登場する。九月十二日、雄物川河口の南方の戦いでは、松山藩(同盟側)の隊長を討ち取り、その他の「討取り」と「生取り」の敵兵の「首四つ」が街道に晒された。<sup>(25)</sup>

〔史料12〕

賊ども朝懸けにて長浜村焼く、直々大合戦に相成り、此日は分けてむつかしき模様相成り候えども、よくも持ちこらえ終に勝利を得、……(松山藩の隊長茂呂多郎太夫を討ち取る) 其外討取り候者・生取りの者四、五人これ有り、右首四つ新屋中村街道へ晒し、此方討死の者も両三人これ有り、……

首級をあげるだけでなく、死体をいたぶる行為も戦場では目立っている。会津城下へ攻め込んだ新政府軍参謀は廻章を出して、「討ち取り候ところの賊死体の腹を屠ふり肉を刻み残酷の振舞い」などの残虐行為を戒めなければならなかつた。<sup>(26)</sup>

戦場での慣行として、もうひとつ「分捕」行為がある。「分捕」は、軍令でも認められた正当な行為だつた。新政府軍の規則では、三分の一は分捕つた藩に分け前として与えられた。敵方の軍団から奪つた武器や兵糧が分捕の対象であつたが、食料や物資が不足してくると、敵地の物資そのものが手当たり次第に分捕の対象となつていった。これはもはや掠奪でしかない。

〔軍夫狩りと放火、戦地の人々〕戦場となつた村々の民衆がもつとも恐れたのは「放火」であつた。この放火もまたある種の戦闘行為であり、「指図もなく民家を焼く者は火付同様の重科に処す」と同盟側では発令している。むろん、敵方に

味方した村々は容赦なく火をかけられた。

戦火が近づくと村人たちは、家財道具はおろか、持ち出せる建具類もすべて持ち出して山野に隠した。中には家の敷板まで外して避難していることがわかる。

新政府側、同盟側を問わず、場合によって高額の給金を用意して軍夫を募ったが、戦場に進んで出る者はなかった。東北の戦争では多くの民衆が軍夫として徴発され、市中の若者や山内市中往來の者を見かけ次第、拔身の刀や槍を振り回して脅し、強制的に徴発した。こうした現地での民衆徴発も江戸時代的な戦争慣行だった。

〔庄内藩の戦記に見る戦場〕最後に、秋田領に反撃・侵入した庄内兵の記録から、戦場の実態を探ってみよう。以下の史料は、和田東蔵『戊辰庄内戦争録』(一八九六年、以下「戦争録」)であり、一八七二年に旧庄内藩の各隊から提出した覚書・日記類を整理し、一八九〇年頃から編纂したものである。

七月五日、秋田から南下した新政府軍は、新庄藩を従えて庄内領に迫ったが、庄内一番・二番大隊を中核とする同盟軍の反撃に遭い、七月十四日には新庄が落城し、雄勝峠を越えて庄内・同盟軍の秋田領内への侵入を許した。内陸側の院内、湯沢、横手、大曲を次々と攻略され、九月初めには秋田(久保田)近くまで侵攻を許した。一方海側でも、新政府側は亀田・本庄・矢島各藩を従えて南下を図るが、庄内藩三番・四

番大隊が反撃して北上し、やはり秋田城下に迫ろうとした。

『戦争録』は、戦闘や行軍の様子だけでなく、戦場での民衆や村々の有り様まで記録にとめている。<sup>②</sup>

〔史料13—①〕七月二十五日(二番大隊)

〔久蔵日記〕大瀧へ打ち込みしに、敵皆逃げ去る、敗敵は皆鏡澤へ落ちたるが如し(中略)、此の辺夥しく砲声の聞こえしより、農家の老幼婦女皆山野に遁れ、夜に入るも帰り来たらず、かつ家財雑具、戸障子まで皆山野に隠せる、無三(残)なる体なりし、ことに先き頃、仙・米・山形等合戦の折、夥しく焼き立てられ、残れる家僅かなりき

最上郡大滝から及位にかけての記事である。村の人々は家財道具一切とともに山野に隠れ、また戦火(放火戦術)によって多くの家が焼失したと記される。

〔史料13—②〕八月一日(一番大隊)

院内へ繰り込みぬるとき、七、八町計り此方山の下り口にして、遠鏡を以て院内を望むに、宿外れに人多く真つ黒に成りて出居りし事夥し、敵なるかと喇叭を吹かせ試むるに、動くの色なし、百姓ならんとて繰り込みぬるに、悉く百姓にて、焼かるるを嘆きて、歎願せんとて待ち居りしなり、それより内に入りて放火を禁じ、分捕を堅く戒しむ、ここにて大旗を出し、合圍にこれを振るわせて

二番隊を迎う、愉快限りなし……（中略）

〔岩間八百平日記〕寺澤の山に野営す、百姓共来たり集まり、芋子汁を馳走せらる、是より前敵退散後、……百姓ども道に出て来たりて命を助けられ候えと歎願頻りなり、よつて所の庄屋を呼び、庄内勢に於いては故なく放火乱妨等は決してせぬ故、安堵すべし、近村へも能々通ぜよと云い聞かせぬ

雄勝峠を越えて庄内兵は秋田領に侵入した。院内から寺澤付近の記事である。院内の百姓が寄り集まり、家々への放火を行わないよう庄内軍に歎願したという。これに対し、庄内側も放火・分捕を禁じ、寺澤では近隣の村々への布達を命じ、人心収攬をはかっている。ここには書かれていないが、その代償として村々には道案内や軍夫役が課されていく。村の側から歎願するケースは記録の随所にあらわれている。

〔史料13―③〕八月五日（四番大隊）

〔中野村に斥候をはなつて放火させる〕中野村より火燃え出でければ、味方は鋭氣十倍し仕りおおせたるぞと、白袍を放ち、関の声を上げ、小旗〔銃か〕を烈しく打ち掛け、然る処に敵燃え上がる火を後ろにして、村の外へ顕れ出、真つ黒に成りて進み来る、すわや奮進せるぞとて、七連発の奇銃を以て息もくれず轟打に放てども、些かもひるまず押し来たる、赤澤〔源弥、小隊長〕はこの

体を見るより、己が陣に馳せ帰り、隊下を率いて馳せ来たる、奇銃隊には半隊は七連発、半隊は二帯銃の先込めを携えたり、この戦に村の中央より右は敵の正面に当たるが故に、七連発の半隊を布き、左は二帯銃の半隊を配布せり、七発の玉先きするどかりけん、敵皆左側に向けて突進す、……奇銃隊の隊伍少しも動かざりしかば、流石の精兵も叶わじと思ひけん、散り散りに成りて敗走す……

〔茂助日記〕中村錦三郎玉坂統きの山坂に上らんとせし所に敵の斥候と鼻付きに行き合ひぬ、距離四、五なれば、敵銃を取り直さんとせし所を、錦三郎腰だめに打ちたるに中りて、谷底に落つ（後銃に首と両刀を分捕りぬ）  
こちらは四番大隊の記録であり、矢島を落とすのち、山田村の庄内兵に対し新政府側は中野村に依拠して烈しく攻撃を加えてきた。庄内側は中野へ夜襲をかけ、火を懸けている。突進する敵兵に対し、庄内の奇銃隊が用いた「七連発」はスベンスー連発銃（後装銃）、「二帯銃」は二つバンドの短エンフィールド銃（前装銃）であろう。この一連の戦いの中でも、討取った敵兵の首を取り、武器を分捕る行為が記録されていた。

〔史料13―④〕八月八日（二番大隊）

此の朝、大隊長〔酒井吉之丞〕自ら進みて大澤を撃たん

と用意せし所に、敵寄せ来たり、川向うより発砲す、郷右衛門〔水野、小隊長〕進みて右手の川原に茅萩らの藪を前にして散布す、山形の兵其の左に、右膳〔竹内、小隊長〕は正面に、市郎〔黒谷〕は其の左に堤を隔てて布列す、…逸策〔矢島、大砲分隊長〕の大砲は村外れ小高き所の林に備えて打ち合ひしに、敵多く和銃にや、達せぬ玉のみ多かりき、主将之を見て、此の戦は差したることも有らじとて、大澤に進む

庄内二番大隊は、湯沢付近まで進んでいる。大隊長酒井吉之丞は、庄内藩家老の家に生まれ、「鬼玄蕃」と恐れられた人物である。湯沢から横手に進む途上の戦いと思われる。川原を喜んで激しい銃撃戦になっているが、敵方は火縄銃なのか、届いていないと記している。

〔史料13―⑤〕八月十二日（一番大隊）

今朝横手に行き昨日の戦蹟を見るに、大手の橋に首三つ掛け置きたり（二人は仙藩、一人は天童藩にて、過ぐる十一日の戦に生捕られし所なり、のち皆葬る）、城内の柵内に畳を横にして楯に取りしと見ゆ、其の内に斗櫛の鏡を放せしが所々に在り、呑みながら打ちぬる物か、残り酒何れも六、七分有りき、所々に倒れて死せる、且灰塵の中に死せる数多あり、搦め手の出先に出て十四、五人枕を双えて討死す、最も哀れなり、…此の横手の戦

死に至りては殊に感慨せざる者なし、依つて僧侶を集む、会せる者十四人。之に黄金を与え誂経せしめ、其の墓表を建る

八月十一日、同盟軍は横手城を攻略した。この翌日の記事である。生け捕られた味方兵は斬首され、首を晒されていた。この記録では、籠城して戦死した秋田兵の弔いがおこなわれたという。

〔史料13―⑥〕八月十二日（二番大隊）

〔探索書の略に曰く〕此の頃金山にて取りたる首俵詰めにして三俵計送れる由、湯沢なる險断の前に五つ、問屋の前に弑つ、横手に十級、院内に七級晒し置く、柳川播磨の首は塩漬にして、分捕の鎗・長刀及び竹に雀の紋大の旗を立て、上下七、八人守護し、城下に送れり

より凄惨な記事も残されている。横手で入手した秋田側の情報であろうか、七月十一日、金山にいた同盟側（仙米上山）が新庄藩に急襲された。この際、取られた首が俵に詰められて各地に晒されたというのである。仙台藩の隊長柳川播磨の首は塩漬にされ、秋田城下まで送られたようだ。この『戦争録』には、戦国さながらの戦争慣行が事細かく記述されている。

〔史料13―⑦〕八月十五日（二番大隊）

〔伝十郎日記〕今日は月見なれば、若輩をして肴類を求

めしめ、幸餅を搗き、陣中の勞を慰めせしむ、午後一時頃より押し出し、川ノ目に着せしに、残らず明き家、敷板なく、のし板なし、人は一人も見ず、漸くにして看出せしに、何れも川端芦萱の中に小屋掛けして潜みぬ、家毎に鍋釜を出させ、手当を与えて敷板を敷かせ、安堵筋を聞かせて人夫に遣いぬ

庄内兵は大曲のすぐ手前、川目あたりに進んでいる。ここでも人々は川端に小屋掛けして隠れていた。庄内兵は彼らを探し出して「慰撫」し、軍夫として使役しているのである。すでに述べたように、兵力を進めるためには、進軍先でこうした軍夫を調達することがどうしても必要だったのである。

〔史料13—⑧〕八月十八日（二番大隊）

〔郷右衛門日記〕昨日生捕し郷夫、秋田者なれば召し使ひ候事に致せし故、是迄案内者に連れ来たる万之助は余り長くも成りし故、国元へ返す、此の者より大曲の地形を聞くに、戸数多く商家なり、雄物川少し離れて南にあり、村中の川に欄干付きの橋あり、何事も不自由のなき所なり、此の辺殊に開けて、南北は仙北郡目に及ばざるが如し、東西五、六里もあらんか、大國なれば、所々大村ありて豪家も所々にありと云う

庄内兵は大曲に入った。ここでは生け捕った郷夫を、それまでの案内人に代えて、召し使うことにしたという。地元の

情報を入手し、道案内に使役している様子が知られる。

〔史料13—⑨〕八月二十三日（一番大隊）

〔花橋で薩摩・島津新八郎隊と銃撃戦〕此の日昼過ぎよりの戦格別激しく成りたる故、十人計りを引具し、右翼の端より田面に出たるに、玉付き宜しく皆足元にくる様なれば、田の畔の高き所を選び、卑しみに布列して伏して込み、首を出して打ちぬ、敵の砲煙を見てこごみすれば、直に襟元を摺り来たる様なる玉音実に烈しいことなりき、玉音を聞きぬるにも並々の機械ならぬを知る、打ちぬること甚だしければ、少し打たずに見合わたるに、犇々と打ち掛けて進み来る体なりければ、進ませぬ様に絶えず打たせて有りし、翌日に至り分捕銃を見るに、皆「スナイドル」なり、されば強き筈なり

此の頃、神宮寺、花館など、大曲北方で激しい戦闘が繰り返された。この日は新政府側の応援部隊である薩摩兵と庄内一番大隊が衝突し、薩摩側の番兵第三隊長であった島津新八郎が戦死している。庄内側もこのとき薩摩側が使用したスナイドル銃（後装ライフル）の威力について記録していた。

〔史料13—⑩〕九月八日（四番大隊）

福部羅に進みぬる途中、百余人の兵の行く有り、〔小隊長、上野〕織衛隊の先手これを見て、先に進める味方にやと疑いなく進みたるに、彼もまた我を敵とは知らずし

て疑う体なし、追々近く成るままに、味方始めて心付き、合詞を掛く、彼にわかには驚きて太刀を抜き進み来る（其の間十四、五間に成りし故、先に進める者の会釈して、御早うござると詞を掛けて、後に敵なるを知ると云う）、織衛指揮して兵を散布し打たすれば、敵また烈しく発射す

四番大隊も合流し、庄内兵は福部羅まで進んでいた。秋田城下まで二〇キロちよつとというところだろうか。進軍は小隊単位で移動していることが多く、この日の記事のように、敵味方を判別するためには「合言葉」が欠かせなかつた。ここでは「御早うござる」と声をかけてしまったというが、別の日の戦闘では、九州兵だったのだろうか、敵兵の言葉がわからなかつたという記録もある。

## おわりに

いささか雑駁な報告になったが、大きな位置づけだけ確認しておきたい。

戊辰戦争の軍事的な意義は、大名軍役の動員基準として施条銃砲（ライフル）段階の洋式軍制を位置づけたところにある。新政府の軍事的ヘゲモニーを掌握した薩長の軍事改革派は、この大変革を一気にやりおせた。

北越・東北戦争において諸藩の状況は区々だったが、戦争遂行のなかで否応なく施条銃段階に照応した改革を受け入れざるを得なくなる。戦争遂行体制の構築には、既存の軍隊や軍備の改革だけでなく（軍制改革）、民衆徴発を前提とした戦闘員の確保、非戦闘員からなる輜重部隊（軍夫）の確保を必要とした。

この変革は個別大名の軍事編制権に具体的に介入し、軍事的集権化（軍事的集中）を強めていくことになった。戊辰戦争を経過することによって、火縄銃と弓や鎗を併用し、騎馬武者による決着を戦闘思想とするような戦争概念は一掃されていく。

北越・東北戦争を通じて、地域の村々や民衆が戦争遂行体制のなかにどう組み込まれていったのか、あるいは戦場での近世的な諸慣行（戦場の社会史）については、今後とも注目していきたい。

※本稿は、二〇一八年八月十九日、大曲市民会館で行われた大仙市「明治一五〇年」シンポジウムでの講演記録に若干加筆したものである。

## 注

(1) 戊辰戦争全般については、拙稿「戊辰戦争」戦争の日本史



- 一八、吉川弘文館、二〇〇七年。同「戊辰戦争の軍事史」明治維新史学会編「講座明治維新」三・維新政権の創設、二〇一一年など。
- (2) W. W. Greener, "The Guns and its Development," 1899.
- (3) 「肥後藩国事史料」巻六、①六七二頁、②同八〇四頁。
- (4) 高木昭作「日本近世国家史の研究」岩波書店、一九九〇年
- (5) 保谷徹ほか編著「日本軍事史」保谷執筆分、吉川弘文館、二〇〇五年。
- (6) 幕府陸軍方の原案は、おおむね万石あたり銃卒六〇人、さらに砲兵・騎兵を大名軍役の基準とし、譜代大名は平時から一定数の差出兵を出し、幕府直属軍と共に常備軍とする構想であった。
- (7) 「復古記」慶応四年二月六日、征東諸藩宛新政府海陸軍務局沙汰書
- (8) 幕末の小銃輸入数は数十万挺に及んだ。
- (9) 箱石大「維新政府による旧幕藩領主の再編と戊辰戦争」「戊辰戦争の新視点」上、吉川弘文館、二〇一八年。
- (10) 最近では、栗原伸一郎「軍事同盟としての奥羽越列藩同盟―会津藩・庄内藩・小藩・飛び地―」前掲注9書など。
- (11) 秋田藩の軍制については、「秋田県史」第四巻維新編（一九七七年）などを参照したが、近年の研究成果については不十分なままであることはお詫びしたい。
- (12) 「秋田沿革史大成」上、「秋田県史」第三巻。
- (13) 「小幡屋栄太日記」「秋田市史」二〇〇三年。
- (14) 「秋田藩士佐藤信昭日記」東京大学史料編纂所蔵写本
- (15) 「復古記」奥羽戦記
- (16) 「秋田藩士佐藤信昭日記」東京大学史料編纂所蔵写本
- (17) 「秋田藩士茅根通昌日記」東京大学史料編纂所蔵写本
- (18) 「秋田藩士佐藤信昭日記」東京大学史料編纂所蔵写本
- (19) 庄内では、慶応三（一八六七）年三月の軍制改革で「惣鉄砲」と決し、すべて銃隊に編制して訓練をおこなった。豪商本間家の財力が新式銃砲の購入費にあてられたという。
- (20) 拙稿「近世近代移行期の軍隊と輜重」「歴史学研究」八八二、二〇一一年など。
- (21) 「秋田藩士茅根通昌日記」東京大学史料編纂所蔵写本
- (22) 菊池勇夫「徵発と兵火のなかの北東北の民―秋田藩と盛岡藩の戦争にみる―」「戊辰戦争の新視点」下、吉川弘文館、二〇一八年。
- (23) 石川県立博物館所蔵「小川隊北越戦争日記」。
- (24) 大山瑞代訳「幕末維新を駆け抜けた英国人医師―蘇るウィリアム・ウィリス文書―」創泉堂出版、二〇〇三年。
- (25) 「栗林広運日記」「秋田市史」第一〇巻。首取・分捕の戦功書上は、東京大学史料編纂所蔵「復古記原史料」にも実例がある。
- (26) 九月十二日付、「鳥取藩士天野祐治軍旅日誌」東京大学史料編纂所蔵写本。

(27)

渡辺尚志『百姓たちの幕末維新』草思社（二〇一二年）もこの史料を取り上げて、戦場と村々の問題を論じている。